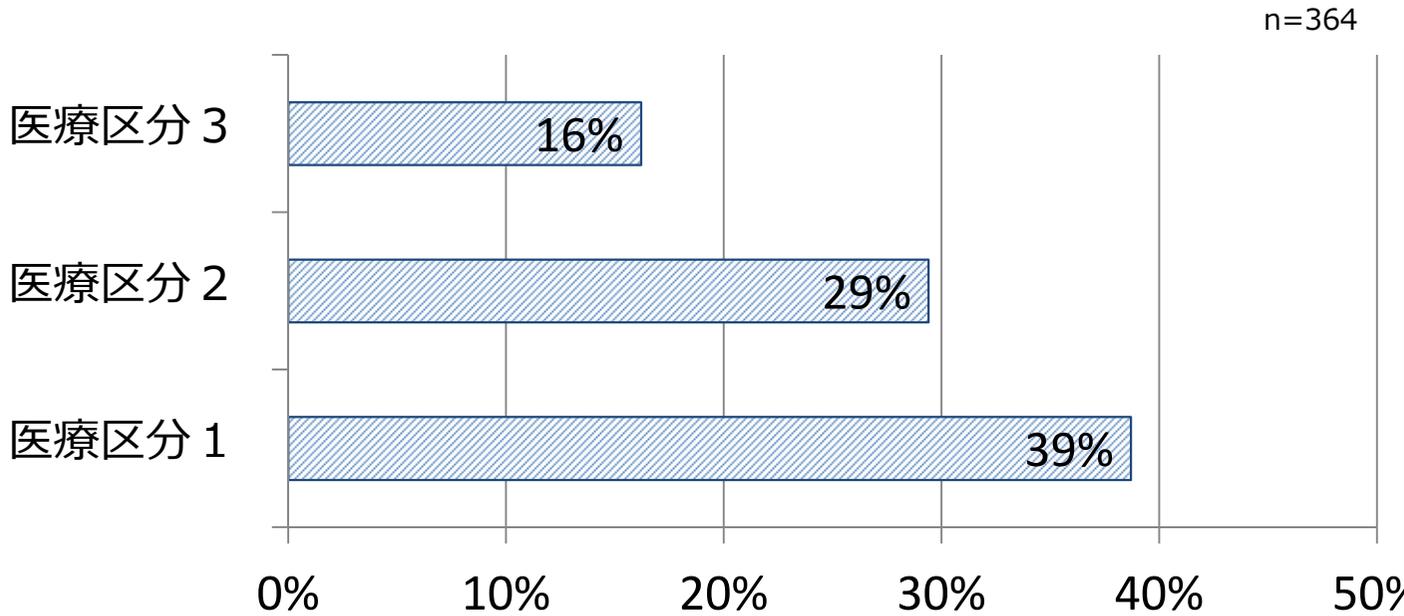


訪問診療の対象患者について

訪問診療の対象患者について

<医療区分>

<訪問診療対象患者の医療区分>



- 平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査」において調査。
- 全国の保険医療機関のうち、在宅療養支援診療所(1500施設)・在宅療養支援病院(500施設)・在宅療養支援診療所等の届出がない保険医療機関(500施設)を対象として調査、回答施設数22.0%。
- この調査において、1施設につき3名を、退院からの期間が新しい人から優先的に患者調査の対象とした。患者調査の有効回答数(医療機関と患者から患者票の回答があった人数)はn=364。
- 上記のグラフには、医療区分について無回答だった患者数(16%)が含まれていないため、医療区分1～3の合計が100%に一致しない。

医療区分 3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・常時監視、管理を実施 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄 ・気管切開等(発熱+) ・感染隔離室 ・酸素療法
医療区分 2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患・その他の難病 ・脊髄損傷等 ・慢性閉塞性肺疾 ・悪性腫瘍(疼痛コントロール) ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーション(30日以内) ・脱水かつ発熱 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱 ・褥瘡 ・下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析 ・経腸栄養(発熱等+) ・喀痰吸引 ・気管切開等 ・血糖検査 ・創傷(皮膚潰瘍) ・手術創 ・創傷処置
医療区分 1	医療区分 2・3 に該当しない者